

令和元年 8 月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和元年8月教育委員会臨時会

日 時 令和元年8月8日（木曜日）

午前10時33分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（4名）

教 育 長 大 友 義 孝

2 番 委 員 成 澤 明 子

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席委員（1名）

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

傍聴者

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 協議

第 2 幼児教育・保育の無償化について

第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

- ・ その他
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 協議

第 2 幼児教育・保育の無償化について

第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

- ・ その他

午前10時33分 開会

○教育長（大友義孝） それでは、皆さんおはようございます。

本日は8月の教育委員会臨時会ということで、ご参集いただきました。大変ありがとうございます。

連日お暑い日が続いてございます。最近学校にありますプールについては、余り暑さが厳しいので使用中止というプールも大分多くて、その反動で南郷のスイミングプールはおじいちゃん、おばあちゃん、それから町民バスを利用して入りに来るお子さん方が随分いらっしゃるということになってございます。

また、各学校ではエアコンの設置工事を今淡々と行わせていただいております。前にもお話し申し上げましたが、できるだけ試験稼働でもいいので早く稼働していただくようお願いをしているところでございます。お盆あたりに受電設備といいますか、電圧を少し上げなきゃいけないものですから、その機械がお盆あたりから入ってくるような形なので、それが入れれば稼働ができるんじゃないかなというふうに思います。多分夏休み明け、二学期がスタートしても残暑が残るんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのエアコンの稼働が待ち遠しいなというふうに思っております。

さて、先生方におかれましては、昨日教育委員会の主催によります悉皆研修、一昨日ですね。（「はい、一昨日です。6日です」の声あり）悉皆研修ということで、約150人ぐらいの先生方にお集まりをいただきまして、特別支援教育に関わります研修会を小牛田幼稚園でさせていただきました。中身の濃い内容でございますので、これまでも特別支援のコーディネーターさんとか担当者会議の中で講話をいただいております西澤先生においでいただきまして、講話をいただいたところでございました。

それから昨日だったんですが、小中の教頭試験・校長試験の筆記試験が昨日ございまして、本町教育委員会所属の教員もかなりの人数の方が受験をいたしておりまして、心配しておったのは急に受験できなくなって、そういう先生がいらっしゃらなければいいなと思っておりましたが、全員何事もなく受験できたという報告を頂戴しておりますので、委員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、座って説明させていただきます。

ただいまから令和元年8月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め4名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、1番後藤 眞琴委員につきましては所用のため欠席する旨、連絡を頂戴しております

ことを申し添えさせていただきます。

事務局から説明員としまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席いたしております。

それでは、本日の会議を行います。

本日の会議は協議事項2件でございますので、よろしくお願いいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） まず、日程第1、議事録署名委員の指名であります。会議規則によりまして教育長から指名させていただきます。

4番千葉委員さんをお願いします。2番成澤委員さんをお願い申し上げたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

日程 第2 幼児教育・保育の無償化について

○教育長（大友義孝） それでは、早速であります。協議事項に入らせていただきます。日程第2、幼児教育・保育の無償化について協議させていただきたいと思っております。

初めに、事務局から説明をお願い申し上げます。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料でございます。幼児教育・保育の無償化についてという資料に基づいて、まずご説明をさせていただきたいと思っております。

まず概要でございますが、令和元年10月1日より満3歳から小学校就学前までの3年間でございますけれども、これの全ての子供の幼稚園の保育の費用が無償ということになります。対象につきましては幼稚園の保育料、月の上限が2万5,700円でございます。それと、幼稚園の預かり保育料、上限が1万1,300円ということになります。それ以外の給食費、これは食材料費、材料費になりますけれども、これにつきましては引き続き保護者負担ということになってござ

います。ただし、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供と、全所得階層の第3子以降につきましても、副食費が免除ということになります。

給食費につきましては、主食費と副食費ということで分かれてございまして、主食費につきましてはご飯、パン、麺類というようなどころでございまして、それ以外のものは副食費というような取り扱いをしているということになりまして、副食費につきましては先ほど申し上げたとおり年収360万円未満とか第3子以降につきましては免除ということで、担うということでございます。

続きまして、現状と今後の対応ということでお話しをさせていただきたいと思います。

まず公立幼稚園につきましては、幼稚園の保育料・預かり保育料につきましては、これまで保育料につきましては一律月額5,000円、預かり保育料につきましては一律月額5,500円ということで徴収してまいりましたが、令和元年の10月1日からは無償ということになります。

続きまして、一時預かり保育料につきましては、これまで一律日額300円を徴収してきたということでございます。今後は、基本的には料金を徴収することとなりますが、保育の必要性がある子供ということで、今回新2号認定ということで認定をするということになりますが、こちらについては無償となるというところでございます。

続きまして給食費・食材料費についてでございます。お手元の表のとおりでございますが、給食費の単価につきましては235円というところで試算してございます。主食費が15.74円、これは米の値段というところになってございまして、その他のものにつきましては副食費ということで、主食費が15.74円、副食費が219.26円ということで、合わせて235円というところでございます。給食費として月額3,100円を徴収しているということでございます。おやつにつきましては、幼稚園事業ではなし、預かり保育事業で1,500円を幼稚園で徴収しているというところでございます。月の保護者の負担といたしましては幼稚園事業が3,100円、預かり保育事業として4,600円ということになってございまして、この差はおやつ代の差というところになっているところでございます。

給食費につきましては、美里町学校給食運営審議会に諮問して、答申を受けた上で教育委員会が決定するという事になってございしますので、これにつきましては今後変更する可能性があるというところでございます。

続きまして、私立の幼稚園の対応ということでございます。私立の幼稚園を利用している子供につきましては、これまで就園奨励費として所得に応じた保育料の補助を行ってきておるということでございますが、令和元年10月1日からは全ての子供の保育料が無償となります。上

限はございますが無償となるということで、ちょっと制度が変わると。これまでの就園奨励費というのはなくなって、無償化というところがございます。

続きまして、課題ということで3つほど挙げてございます。まず1点目が、給食費・食材料費については、先ほども申し上げましたが年収360万円未満相当の家庭の全ての子供、及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費が免除ということになるため、主食費のみを徴収するということになる。主食費の1日当たりの単価が15.74円ということになりますので、月額に換算しますと約315円ということになりまして、この対象者が全体の3割、大体135人が該当するというので、主食費を徴収するのは年額で約50万円程度を徴収する必要があるというところがございます。これが1つの課題です。

2つ目が、預かり保育につきましては保育の必要性のある子供、新2号認定とっておりますが、月額5,500円で預かり保育を利用できるということになります。この無償化に当たりまして、預かり保育の利用料について条例等でどのようにしていくかというところを検討していかなければならないというところで、条例との兼ね合いでちょっと検討が必要だと、こういう課題がございます。

3つ目が、一時預かり保育につきましては、一時的な理由により保育ができない世帯が月額300円で利用できるというところがございます。しかし、今回預かり保育の無償化の対象となるのは保育の必要性のある子供、新2号認定の部分ということでございまして、それ以外の部分につきましては実費徴収をするというようなところになってございます。それで、預かり保育料を無償化するに当たり、一時預かり保育の取り扱いをどのようにしていくかというところの検討が必要になるということでございまして、現在一時預かり保育の年間利用総数は約300件ほどございまして、9万円の収入になっているというところがございます。

このようなことから、教育委員会としてはこれからご説明するような方向性で進めていってはどうかということで、今回お話しをさせていただきたいというところがございます。まず表がございまして、幼稚園事業と預かり保育事業ということで、分けてございます。給食費については月額3,100円、これまでどおりでございます。預かり保育事業につきましても3,100円、これまでどおり。おやつ代につきましても、幼稚園事業につきましてはなし、預かり保育事業では1,500円を徴収する。合わせますと、月の保護者の負担は幼稚園事業で3,100円、預かり保育事業で4,600円ということになります。

それで、ちょっと太線の下になりますけれども給食費免除対象世帯、免除の対象となる世帯につきましては、月額おやつ代につきましては零円ということになりまして、預かり保育事業

につきましては1,500円を徴収すると。前の零円につきましては、副食費も含めてということになります。無償というようなところでございます。あと給食費免除非対象世帯、免除の対象にならない世帯につきましては、幼稚園事業では3,100円いただいて、預かり保育事業につきましては4,600円いただくというようなところで考えているというところでございます。

主食費につきましては、免除の対象とならないため、徴収するということになってございますが、現在事務処理等に約90万円程度の費用が必要となっております、事務局といたしましては副食費とあわせて主食費も免除したいということで考えてございます。

それで、お手元の資料の4枚目に、先ほど申し上げた事務処理に必要な経費ということでこれぐらいかかるというものを試算したもの、人件費とあとはそれに伴うその他の経費ということで郵便料とか印刷製本費、こういうものを全て含めると試算でいきますと約90万円程度かかるという資料をおつけしておりますが、50万円の徴収を行うために90万円程度の費用がかかるということもございまして、今回副食費の部分とあわせて主食費も免除ということではいかがかなということのご提案でございます。

続きまして、預かり保育料につきましては、幼稚園等で預かり保育を実施していない場合とか、預かり保育が十分な水準ではない場合につきましては、幼稚園のほかに認可外保育所施設の利用ということもできるということになってございます。例えば幼稚園で十分な部分がなくて、それを補うためにほかの施設を利用する場合、例えばうちのほうであれば5,500円で預かり保育をやっておりますが、無償の上限額というのが決められておりまして、1万1,300円までは無償にしますよと。それで、十分な保育がされていない場合については、その上限までほかの施設を利用する際にも無償化になります。例えば5,500円から上の1万1,300円までの間は、ほかの施設を利用できますよということになっているのですが、うちの幼稚園といたしましてはしっかりとした預かり保育を行っている、提供しているということですので、それ以外の施設を利用する場合につきましては無償化の対象にはならずということになってございますので、無償化の例えば5,500円と1万1,300円の間を保育を受けようとする、5,500円美里町のサービスを受けましたという証明を出さなきゃいけないですね、事務局として。

そして、5,500円から1万1,300円の間余った部分、これはほかで使えるということで証明を出さなければならないんですけども、ただうちのほうは十分な保育を行っているということでございますので、ほかの施設を利用できないんですね。今回の無償化の対象にはならないということですので、5,500円というのの証明を出す必要がなくなるということで整理をしているというところでございます。

もしうちのほうの保育が十分でない場合で5,500円の場合は、どこかにうたっておかなきゃないですね。そして、そこからはみ出た部分というか、余った部分はほかのほうで使えますよというふうになるんですけども、ちょっとわかりづらいんですけども、うちのほうでは国で定めている提供時間が8時間未満とか、あとは対象日数が200日未満の場合は不十分だということになって、ほかの施設の利用も無償化になるのですが、我が町では8時間以上、対象日数につきましても200日以上ということで実施しておりますので、そのほかの施設を利用した場合は無償化の対象にはならないというふうなところでございます。

続きまして3つ目でございますけれども、一時預かり保育についてこれらの事務処理等をするのに手間として10分間、あとは年間で300件を処理するということになると、約15万円の経費が必要となるというところでありまして、さらに今回これに加えまして新2号認定の有無ということで、保育の必要があるかないかというところを確認するという作業があるため、その事務処理にも3万円の費用が必要となるということで、これは一番最後に試算したものをおつけしているということで、一時預かり保育の一部としてまずは処理に15万5,000円ほど、あとは新2号認定を確認するための手間ということで、試算いたしますと約3万円程度ということでございまして、全体でまず約19万円程度必要になるというところでございますので、現在9万円ほどの収入ということになってございますが、そういう事務処理等々のことを考えますと、今回の無償化にあわせて一時預かりにつきましても無償ということにしたいというふうに考えているというところでございます。

まとめますと、まず1つが主食費の部分の取り扱い、あともう1つが一時預かりの取り扱いをどうするかと。ご提案に対しての審議をいただければというところでございます。

あとお手元の資料に、美里町立幼稚園保育料等徴収条例というのが一番上にある資料をお渡ししてございます。今回の無償化に伴いまして、条例の廃止、あと規則の廃止・見直しというところが出てくるということになります。まず徴収条例につきましては、保育料については徴収をしないというところになりますので、これにつきましては廃止するというようなところなのかなということで、これにつきましては9月の議会で提案していきたい、そういうふうに思っておりまして、それに伴いまして大分厚い資料をおつけしておりますけれども、それに伴う規則・要項等につきましてはこれから整理の上9月の定例会のときに議案としてご提示申し上げさせていただいてご審議いただくということで、10月1日からの無償化まで整理をするというところで考えているというところでございます。

私のほうからは、以上ということになります。ちょっと長くなりまして恐縮ですけども、

よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この幼稚園の無償化に伴っての扱いということで、ただいま説明をいただきました。教育委員会の方針ということで、この資料の2ページ目にあります3つの課題に対する教育委員会の方針を決めていかなければならないということでございます。

この3つの部分、今いろいろ資料とそれから説明を頂戴いたしましたが、この方針でよいかということをもまず協議させていただきたいと思うんですが、その前に委員さん方からそれに伴っての質問、質疑といいますか、頂戴したいと思いますが、もしあればお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、この資料なんですが、今回教育委員会に関係する部分については幼稚園ということなんですが、実際美里町内には保育所もあるわけございまして、保育所との関わりという部分がどうしても出てくると思うんですね。その部分について、まだ正式には煮詰まっていないところではないかなと思うんですが、そのところはまだつくっている最中だというお話ということでよろしいですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、ちょっとその辺をご説明させていただきます。

まず保育所につきましては、子ども家庭課のほうで現在整理をしているというところございまして、教育委員会といたしましては本日ご協議いただいた上で、教育委員会の方針というところを定めていただければ、あとはそれをもとにあちらの内容と調整を行っていくということになると思います。

例えば、今日決めていただいたものにつきまして、方針が変わるというようなところがあれば、もしかすると再度ご審議いただく可能性があるかなとは思いますが、方針が変わらなければ、すり合わせがちゃんとできれば、それで9月の議会に臨んでいくということになりまして、いずれそんなに時間はないのでお互いにしっかりと詰めて、本日大体教育委員会の部分につきましては決まるということになると思いますけれども、それをもって調整をしていきたいということになります。ちょっとこれまでの内容も違いますので、幼稚園の部分と保育所の部分というのは内容違うところございますので、それを明確にした上でしっかりと調整を行って進めていくということになると思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

いずれにしても10月1日からの施行ですから、改正の部分が必要だとするならば9月の議会

の承認をいただかなくてはならないということであるということですね。そこで、そのためには教育委員会の方針をしっかりと持っていないと、前に進めないということの内容でよろしいんですよね。

じゃあ、その内容が3つあるということで、まず1つ目が副食費とあわせて主食費も免除にしたいというふうな、今のところの考えであるということについてはいかがですか、ご意見。じゃあ留守委員さん、お願いします。

○委員（留守広行） その方針の（1）でございますけれども、参考資料としてもつけていただきました、90万円もかかるという試算のもと、表を見させていただいたところ、郵便料金もたしか10月1日から何円か上がるというふうな通知もあったような気がするので、これ以上多分もう少し経費もかかるんじゃないかなと思うんです。そう考えますと、もしできればこういうふうな方針、免除が可能であればその方向でお願いしたいなと私は思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

成澤委員さん、どうですか。

○委員（成澤明子） 留守さんと同じなんですけれども、50万円徴収するのにおよそ90万円かかるというのはやっぱり何かもったいない、無駄だなと思いますし、あとはやっぱりそこにつき込む労力をもっともっと別な方向に、それでなくても忙しいので向けたほうがいいと、そういう意味でやっぱりそのまま免除したほうがいいのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

千葉委員さん、ありますか。

○委員（千葉菜穂美） 留守委員さんと成澤委員さんと同じです、特には変わったことはないです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、今委員の皆さんからご意見を頂戴したところですが、実質的にこの（1）番目と（3）番目の一時預かりの保育も同じような考え方になるのかなというふうに思うんですけれども、こういったところも教育委員会の方針としてはこの方針でいいのかなという感じはしておりますけれども、ちょっと（2）番目を飛ばして（3）番目のほうはいかがですか。預かり保育について。留守委員さん、じゃあお願いします。

○委員（留守広行） （3）につきましても、収入より経費のほうがかかるというようなそういうアンバランスな状況なので、できれば（1）同様に免除というか無償にいただければ大変いいと思います。

○教育長（大友義孝） 成澤委員さん、千葉委員さんも同じご意見でよろしいですか。（「よろしいです」の声あり）ありがとうございます。

それでは（２）番目のほうなんですけれども、この条例・規則等についてはいろいろと方針を保育所と協議し、そしていろいろな関わりが出てきますよね、この部分はね。ですから、必要性に応じて廃止とか修正とか改正とか、そういった部分が必要になってくると思いますので、まず（１）と（３）番目を固めないで（２）番目も付随してこないということになるかと思っています。そういったことで、教育委員会としてはここに書いてある教育委員会の方針というふうな考え方で整理をしたいと考えますけれども、そういうことでよろしいですね。（「はい」の声あり）

そして今後町長部局との、保育所の関わりもありますので、いろいろな形で先ほど課長の説明にもありましたように方針がすごく変わるというふうな場合においては、再度ということになるかと思っています。その辺については、よろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、１つ目の日程第２の幼児教育・保育の無償化についての協議事項につきましては、協議はこれで終了ということにさせていただきます。ありがとうございます。

日程 第３ 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第３、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議をさせていただきます。

まず、事務局から説明をいただきたいと思っています。

○教育次長（佐々木信幸） それでは、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議につきまして、私から説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

本日お配りしております資料、「点検・評価報告書」の本編、それから関係法令チェックシートの資料、それから事前配付させていただいておりましたアンケート調査の集計結果がございます。それから、本日追加資料としてお配りさせていただきました評価委員会から教育委員会への検証結果の報告をまとめた文章、それから今回後で説明いたしますけれども、本編の内容の項目立てを少し変更した部分がございます。その説明資料としてお配りしております「総合計画を推進するための取り組み」の変更点という資料がございますので、それに基づきまして

説明をさせていただきます。

まず、本編の点検評価報告書をお開きいただきたいと思います、まず見ていただきたいのは20ページになります。大きな数字の2「前年度の課題の改善状況について」でございます。これは、点検評価をする際に大きく3つのくくりで評価をしておりますけれども、それ以外に前年度の点検・評価、あるいはそれ以前から積み残しのある課題について整理をしている部分でございます。6月の定例会でお示しをした資料では、この積み残しの課題ですが、まだ整理がついていないものが幾つかございました。それを同時進行で整理がついたものとかがございましたので、それをちょっと説明させていただきます。

今回、課題として残ったものは4つございました。前回の点検評価では7つありました。その後少し減ってはいるのですけれども、例えばこの中で言うと2) 学校評議員が十分に活用されていない、こういったものが課題としては残っていたのですが、今回この同じ21ページのほうにですけれども、3)の部分にございます「教育委員会と学校現場の連携強化を図るため、教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか」という、これも指摘事項としてあったんですけれども、これの解消も含めまして学校にアンケート調査を事前にしております。あるいは、昨年度点検・評価終わった後に点検・評価報告書を学校にお配りしまして、内容を見ていただいてご意見をいただくという部分もございました。

それらをしますと、今まで行ってきました点検・評価の教育委員会としての考えと少しずれている部分がありまして、そういった意見を反映した結果例えば学校評議員については学校の中できちんと反映しているという意見が多かったりそういったものがありましたので、今回は課題としては改善しているという考え方で整理をしたものがございます。今申しあげました2)の部分、それから今例として申しあげました3) 学校との連携強化の部分、それから4) の家庭教育等の取り組みの部分、こういったところはアンケート調査の結果取り組みとしてはなされているというふうに判断をさせていただきまして、整理をしたところでございます。

それから、21ページの(2)の1) 点検評価の結果にデータの図表化を取り入れるという部分の課題がございましたが、これにつきましては前回6月の定例会でお配りした資料ではまだ図表化が進んでおりませんでしたので、保留という形にしておりましたが、今回多くの図表・グラフなども入れ込みまして見やすくなったかなというふうに思っております。その点は改善をされたというふうな整理をさせていただいてございます。

このような作業を進めて、今回4つの項目がまだ改善されていないという内容になりました。20ページの3) 教育委員会の議事録の公開に遅れが生じている、これは前回からの課題だった

んですが、平成30年度中には改善されていないということで、課題として残りました。

それから、21ページの2)の部分、非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正すると。これにつきましても、調査の結果お示ししたとおりの人数となっております、やはり非常勤職員のほうが多いという状況は改善されてございません。

それから、次のページになります。22ページの8)旧中塚小学校敷地内のプール、それから給食棟などがまだ残っております。無人の施設は早めに撤去し、安全の確保をする必要があるというご指摘がありました。それから、敷地についても町民が活用できるような方法を考えてほしいというご指摘が前回からあったんですけども、これにつきましてもまだ改善されていないということで、なるべく早く解体撤去をするように進めるということにしております。それから、敷地の活用につきましては、教育委員会だけの考えでは進められない部分がございますので、今回は将来のまちづくりの視点から町行政全体で検討してまいりますというふうな方向づけとさせていただいております。

それから、23ページの12)4つ目の課題として残ったのが、学校給食の摂取基準に関する課題でございます、前回の課題でも指摘された部分でございますけれども、その時点では早急に調査しますという書きぶりだったんですが、その後の調査の結果美里町の小中学校の学校給食につきましても、一部の栄養価につきましては摂取基準を満たしていないという結果がわかりましたので、その後2月に栄養士会を開いていただいて検討して改善策を考えていただくということになりました。

内容としましては、各小中学校が栄養価の摂取基準の何%まで達しているかという数字を各栄養士さん方に出していただいて、それを教育総務課で取りまとめし、その結果をまたさらに栄養士さん方にフィードバックするという手続を今は行っております。そうしますと、やはり部分的には満たしていないところもあれば、あるいは月の違いですね、別の月では満たしている場合もあるとか、あるいは学校によって満たされている場合もあるとか、そういったばらつきがありますので、そういった際の今度は献立を見ていただいて、それを参考にそれぞれの栄養士さんがまた献立を考えるというふうな考え方で今進めているところでございます。これからもそういった作業を続けながら、適正基準を満たす献立の作成に努めるということにしております。

結果的に4つの課題が残ったというところでございます。

先ほどグラフの話をちょっとしましたけれども、今回何箇所かにグラフが入っておりますが、平成の表記がまだあります。平成31年度・32年度、Hで表記されている部分がまだ残っており

ましたので、これにつきましては最終的には令和・Rの表記に直してグラフを差しかえたいというふうに思っております。

アンケート調査の結果、今回実施したということで資料としてお配りしておりましたけれども、各学校に対しましては大きく4つの項目でアンケート調査をいたしました。アンケート調査の集計結果というのがありますけれども、1つは学校評議員について。それから、2つ目が家庭・地域への働きかけ及び連携等について。3番は、基礎学力の向上を図るための取り組みについて。4つ目がユネスコ活動に関する、いずれもちょっとこちらの今までの点検・評価の作業の中ではちょっとつかみにくいもの、それから意見に少し食い違いが見られたというような内容、4つの項目に絞って今回は調査をさせていただきました。

その結果、学校評議員の活用あるいは家庭や地域への働きかけなどについては、それぞれ取り組みをしていただいているという結果がわかりました。3つ目の学力向上の部分ですが、多少ばらつきはありますけれども、特に小学校などでは学力向上支援員への取り組みについては非常に効果があるというふうな回答をいただいているところでございます。4つ目のユネスコ活動については、やはり今までの点検・評価結果と同じなんです、今のところ各学校での取り組みはされていないということがわかりました。

このアンケート調査、後でこれに触れている部分も出てきますけれども、今後もこういった形をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

それで、前回6月にお配りしたものと大きな違いが1つございまして、その点についてお話をさせていただきます。本編の49ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、本日配付させていただきましたA4の横になっているこの表ですね。この資料をちょっと確認しながら、お話しをさせていただきます。

「総合計画を推進するための取り組み」という項目でございますので、やはり町の現在の総合計画に沿った形で項目立てをするべきところだったのですが、これまでの点検・評価ではそれに沿った形ではなかったということがわかりまして、もっと早く気づいて手をつければよかったんですが、今回その作業をいたしました。内容が、この横のA4の表を見ていただきますと、変更前左側になりますが、政策が1から4までございます。政策1「社会教育の充実」、政策2「学校教育の充実」、政策3「青少年の健全育成」、政策4「伝統文化・文化財の継承」という4つの政策でつくっておったのですが、実際の今の総合計画の政策はこのようにはなっておりませんで、今回おつけしている資料の3枚目をちょっと見ていただきたいのですが、これは今の総合計画の目次の部分です。これを見ていただきますと、第1章に「生涯を通して学び

楽しむまちづくり」の下に政策がぶら下がっておりますが、政策1は「社会教育の充実」、政策2「学校教育の充実」、政策3は「文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承」となっておりまして、今まで私のほうで評価の冊子に入れておりました「青少年の健全育成」という政策は載っておりません。政策4は「社会体育の振興」という、こういった政策の項目立てで今の総合計画ができております。

それで2枚目、ちょっと1枚戻っていただいて2枚目の資料をご覧くださいと思います。3つの枠がありますけれども、真ん中の枠がこれまでの点検・評価の項目として整理していた政策の項目立てですが、よく見てみますと前の総合計画、これ左の枠になりますけれども、以前の総合計画の第1項から第4項までの項立ての内容に準じてつくられていたということが判明しまして、現在の総合計画の項目については右の枠になりますけれども、今まで政策3で扱っておりました青少年の健全育成に関する部分、これは大きな政策としては扱っておりませんで、政策1の「社会教育の充実」という中に入り込んでいるということで、今の総合計画は組み立てられております。

そういったところから、今回現在の総合計画に合わせて項目立てを整理させていただきましたのが、1枚目の表に戻りますけれども、横のほうですね。変更後ということで、政策1の「社会教育の充実」の中に変更前の政策3の1)と2)の部分を入れ込ませていただきました。図書館の利用を3番目にとということで、順番を少し入れかえました。それで政策2の部分はそのまま、政策3が青少年の関係ではなく「文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承」という総合計画の政策3の名称をそのまま使わせていただいて、政策4は「社会体育の振興」ということで、項目を追加させていただきました。

本編に戻りますけれども、今の変更後の項目立てで中身の順番を入れかえております。それで56ページお開きいただきたいんですが、政策として繰り上がった形になります政策3「文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承」、これは総合計画の名称そのままを使いましたが、実際は文化・芸術の振興については町長の管理執行する事務という取り扱いになっておりますので、点検・評価からは外しておりますという中身をちょっと書いてございます。

それから57ページ、政策4「社会体育の振興」、これは項目だけここに付けたけれども、実際の内容は町長が管理執行する事務ということで、点検・評価から除いておりますというふうな表記をさせていただいております。これが大きく今回変わっておりますので、確認をお願いいたします。

そのまま次のページをお開きいただきたいと思います。58ページです。評価委員会からの意

見ということになります。これで、今回この部分が入れ込んであるわけですが、本日お配りした追加資料で評価委員会からの教育委員会への検証結果の報告という文書がございますが、この内容はそのままこちらに転記をしております。評価委員会3回開催しまして、2回目の評価委員会の際におおむねご意見としてはいただいてまとめさせていただきましたので、事務局のほうではそれに沿って改善策なども考えさせていただいておりますけれども、最終的には第3回の評価委員会で「意見書はこれでよろしいですか」という確認をさせていただきまして、その会議中に教育長に評価委員会の齋藤会長から報告書を渡していただきまして、いただいたというのがこの文書でございます。

それで58ページから62ページまでございますが、点検・評価に対する意見をいただきました。まず大きく2つに分かれておりまして、1つ目の1の部分は「点検・評価の対象と方法について」、これはおおむね評価をいただいて適正であるという判断をいただいております。

それから59ページの2の「点検・評価の結果について」ということで、教育委員会が実施したこの点検・評価報告書の内容に関してそれぞれの委員さんからご意見をいただいたものです。実際にはもっと多くの数をいただいておりますけれども、2回目の評価委員会を開いていただいた際にご意見が重なる部分などがございましたので、それらを整理させていただいて今回このように整理をいたしました。

(1) から (12) までございます。ご意見の内容に沿って項目立てをつくりまして、このように整理をさせていただきまして、それぞれにご意見を片括弧の数字で展開をさせていただいております。これ全部数えますと、31の項目のご意見をいただいております。ただ実際は、評価するとかあるいは適正であるとか、そういったご意見も多くいただいております。前回から比べますと改善されている内容もあるということでの評価もございますし、アンケート調査などを実施したことについての評価などもいただいているところです。おおむね3分の2については、評価をいただいている部分です。残りの3分の1につきましては、改善の必要があるだろうということのご意見ということになります。

ちょっと中身につきましては、後でご覧いただいて触れませんが、教育委員会としてはその改善が必要な項目につきまして今後の対応策を考えなくてはならないということで、63ページをお開きいただきたいと思います。ローマ数字のⅣの「まとめ」というところの大きな1「課題と改善策」、これにつきましては未解決となっている前年度の課題、先ほど積み残しの部分で4つあるということで説明いたしました。この4つの内容につきまして、改善策を立てているところでございます。

それから64ページの(2)、これが先ほど評価委員会からご指摘いただいた課題と改善策ということで、これが7)までございますけれども、実際はいただいた項目をちょっと組み合わせで2つあったものを1つにしたりとかしておりますので、個別のご意見からするともう少し多いのかなと、10項目ぐらいあったかと思うんですけれども、それらを合わせて7つの課題として整理をさせていただきました。

まず64ページの1)ですけれども、点検・評価をする際に評価委員も学校の現場を見学したいというご意見がありましたので、今回はできませんでしたが、次回の点検・評価から工夫してまいりますと、調整しますということにしております。

2)次のページですが、教育委員会の公開の仕方の部分でのご意見として、定例会・臨時会、中にはいじめや不登校に関する審議が行われておりまして、活発な話し合いも行われているという部分では評価をいただいているんですが、住民への公開についてさらなる工夫が必要ではないかというご意見です。会議の中では、内容によっては秘密会で行っておりまして、公開が難しいところもあるんですけれども、どこまで公開できるかも含めて工夫していきたいと。あとは、平成30年度は傍聴者がちょっと少なく5人だけでしたので、それらも含めてもっと公開、開かれた教育委員会ということでしょうか、そういった部分での工夫をしてまいりますということにしております。

3)につきましては、教育委員会での年間の行事への参加の部分は「敬意を表します」というところではございますけれども、「今後とも保護者や教育現場、多様な住民の声を聞くことで課題を捉え、教育施策を検証し、次年度の改善策につなげていくことを期待」しますというご指摘でございましたので、これにつきましては学校行事や指導主事訪問等の機会を捉えながら、現場の意見の把握に努めておりますが、今後もさまざまな機会を捉えて意見をお聞きしますと。それから、住民との意見交換会などを適宜開催するなどして、保護者やそれ以外の住民の声を聞くように努めますという回答にしております。

4)につきましては、学力の向上についての期待、さらに力を入れてほしいという内容のご指摘でございます。回答としましては、「本町においては、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。また、学力向上支援員を全ての小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。今後も学校と教育委員会とが連携しながら学力向上に努めます」。それから、学力向上支援員につきましても、教育委員会主催で研修会等を定期的に開催して、指導方法や問題点等を検証しながら進めますというふうな方向としております。

5) ですね。いじめ等の問題、あるいは不登校問題について触れられておまして、町のいじめ防止等基本方針に基づいてきちんとされているという評価をいただきつつも、「今後とも学校と教育委員会が連携し、問題行動等の早期発見、早期対応」に努めてほしいと。あるいは、学校・行政・家庭との連携というところでのご指摘をいただいているところです。回答、方向性としましては、「本町においては『美里町いじめ防止等基本方針』を策定し、各小中学校においては町の方針に基づきそれぞれ『学校いじめ防止基本方針』を定めて取り組んでいます。いじめ、不登校については、教育委員会直通の相談窓口を設置しているほか、毎月各学校から報告を求め、青少年教育相談員を中心に対応しているところです。また、定期的に各学校を巡回訪問しながら、いじめ等の早期発見を心がけています。今後も学校と教育委員会との連携を図りながら、いじめ防止及びいじめ等の早期発見、早期解消に努めてまいります」というふうな書きぶりにしてございます。

6) の学校評議員に関するアンケート調査集計結果から、評議員の意見を学校運営には反映しているということがわかりましたということです。今回のアンケート調査のことに触れて、今後各学校の評議員に関しての考え方や課題なども調査項目に入れてはどうかというご指摘でございます。回答といたしましては、「以前から『教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか』という評価委員会からの指摘がありましたので、平成30年度に実施した点検・評価報告書を各学校に示して意見を求めました。また、今回の点検・評価を実施する際には、幾つかの項目について各校にアンケート調査を実施し、点検・評価に教職員の意見を反映しました。教育委員会と各学校の情報共有及び連携を図る上でも、今後も引き続きこの作業を継続したいと考えています。その際には、アンケート調査の項目や調査内容について工夫してまいります」と回答にしております。

最後のご指摘の部分、7) です。正規職員の配置に関してですね、今後も進めてほしい、改善してほしいというご指摘でございます。これにつきましては、「平成30年度で教育委員会が任命権を有する職員については、正規採用職員が60人であるのに対して、非常勤職員は137人となっています。非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題であり、教育委員会のみで改善策を講ずることは難しい課題ではありますが、教育機関の職員のうち非常勤職員が多くを占めている現状については改善していく必要がありますので、今後も人事担当課と検討してまいります」ということになっております。

(3) これはご指摘いただいた部分ではなく、こちらの点検の中で今回新たに出てきた課題でございまして、内容は教育委員会の議事録の承認についてでございます。平成30年度中、上

半期はおおむね次の定例会でご承認いただいているのですが、下半期についてはさらに遅れが出てしまったと。承認の遅れが、さらに公開の遅れにも通じるということがございました。今後の対応策としましては、「議事録の作成、承認及び公開までのフローチャートをしっかり立てて、会議終了後は速やかに業務を行い、遅れを生じないよう改善」するということでお示ししております。

最後68ページになりますけれども、来年度の点検・評価に向けてということでのまとめをさせていただいております。中身ですけれども、「前回の点検・評価の中で」、これは私の力不足もあったのですが、「一番の課題であったのは点検・評価の実施時期が遅くなってしまったということでしたが、今回は早い時期から作業に取り組んだことで8月に報告書をまとめることができました。その結果、次年度に向けて改善策を講じることができると考えています。また、今年度中に取り組める課題については早速取り組んでまいります」。

それから、「前回の点検・評価では、前年度から引き続き未解決ととなっている課題が多くありましたが、今回は一部解消したものもあり、未解決となっている課題が減少しました。しかし、全てが解消されたわけではありませんので、引き続き改善に向けて努力してまいります。教育委員会だけでは改善することが難しい課題もありますが、一つ一つ改善していけるよう、また改善できなくても少しでも改善に近づけるように努めてまいります。

今回の点検評価においては、教職員の意見を点検・評価に反映するために、まず平成30年度に実施した点検・評価報告書（対象年度：平成29年度）を各学校に示して意見を求め、さらに令和元年度の点検・評価報告書（対象年度平成：30年度）を作成する際には、幾つかの項目について各学校にアンケート調査を実施しました。その結果、これまでの教育委員会での評価とは異なる意見があり、教育委員会で点検・評価する際に、それらの意見を参考にしました。評価委員会からも、小中学校や幼稚園の現場の声とともに、現場での教育に関する取り組みが理解できる貴重なアンケートであるとの意見をいただいておりますので、教育委員会と各学校との情報共有及び連携を図る上でも、今後も引き続きこの作業を継続したいと考えています」ということで、今回をまとめさせていただいております。

以上が今回、前回お示ししている内容にプラスされた評価委員会からの意見の部分、それからそのご意見に対する教育委員会としての考えということで、一応案ということで整理をさせていただいております。評価委員会からいただいた意見31項目ほどあったものから、この内容について改善策を講じるという中身でつくっておりますが、その抜き出しですね。どの項目を扱うかということについては、評価委員さんに昨日確認をさせていただいて、「これでいいでし

よう」ということでは確認をさせていただいているところでございます。

以上私から、説明ちょっと長くなってしまいましたが、最終的には教育委員会でご承認をいただき、教育委員会の考える改善策ということになりますので、その点これでよろしいかどうか、ご確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

教育次長から説明をいただきましたが、告示と同時にこの点検・評価等については委員さんはお目通しをいただいたものというふうに思っておりました。その中で、昨日点検・評価を行っていただいた評価委員さん方の会議、最後の3回目の会議を開いていただいて、委員さん方に告示のときにお渡しした内容と変更点はありませんということでございます。

それと変更点があったのは、先ほど次長から説明ありましたように「総合計画を推進するため」という部分の並びですね。これを変更いたしておりますという部分でございます。あわせて、先ほど説明をいただいた部分で一部修正があった部分が、一部の言い回しとかそういった部分でありますので、おおむね告示と同時に見ていただいていたものと余り変わりはないということでございます。教育委員会としまして、この一つ一つの点検・評価、そして次年度に向けた取り組みをどういうふうにするかという作業のまとめの部分ですね。こちらのほうについて一応提案を示させていただきましたので、委員の皆様方からご意見を頂戴し、そして教育委員会としてこれを正式なものということにさせていただいた上で、法律上は議会に報告をするということになっておりますので、議会に報告の手続きをとっていただくということになろうと思います。

この中身についていかがでしょうか、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。成澤委員さん、お願いします。

○委員（成澤明子） 多くのことについて全て点検してここまでもってこられて、大変ご苦労さまだと思います。

1つ質問なんですけれども、21ページです。21ページの評価委員会から指摘された課題の改善状況の中の2) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置が是正されていないというわけなんですけれども、60人の正規に対して非常勤が137人、あるいは正規が26人に対して非常勤が49人という数があるんですが、まとめのところ幼稚園においては雇用の形態・時間帯が多様化しているから、なかなか正規だけにはいかないところもあるということもあったんですけれどもね。配置が是正できない一番の問題点というのは、何なんでしょうね。

○教育次長（佐々木信幸） まずは、町全体の職員の人数というのが第一にあると思うんですね。

もともと職員人数は、職員の適正化計画というんですか、そういったものを人事担当課で立てられて、合併直後はやはり人数が多かったけれども、だんだんと絞りながら今の人数になっているというところがありますので、当然正職員が多ければ業務としてはスムーズに進むんでしようけれども、必ずしも多くできないという背景がまずあるということですね。

あとは、幼稚園現場に関しては、保育の形が非常にさまざまなんです。さっきもちょっと幼保の問題って出ましたけれども、幼稚園事業として来る子供たちがまずおります。9時から1時まででしょうかね。それ以外に預かり保育の時間、それから預かりでも朝7時からの預かりの部分があったり、それから夜7時までの預かりの部分があったり、あるいは一時預かりがその都度発生したり。それから幼稚園に来ている子供ですね、今は特別支援が必要な子供さんなどもいたりして、その場合そこに支援員がつかなくてはならないとか。

そういったところでの対応によって、幼稚園にお勤めいただく非常勤の実態を見ますと、例えば4時間だけの勤務の方、6時間だけの方、あるいは7時間、7時間半とか、さまざまな時間帯での雇用がございます。それらを全てやはり正規職員で雇用した形でできるかという、やはり難しい面もあるというのが現場としての課題としてありまして、どうしても非常勤職員が多くなってしまおうという背景がございます。

それから、あとは幼稚園教諭の資格のある方の確保が非常に今難しいという現状もあります。例えば昨年度、平成30年度では4人、幼稚園・保育所の職員として採用決定をしましたけれども、そのうちお二人から辞退あって、実際は2人しか今回採用にはなっていないという背景もありまして、ちょっとそういった職員としての雇用の難しさ。あるいは、非常勤として募集してもなかなか応募いただけないというのが、実際あります。今、幼稚園でも実は特別支援、それから預かり保育で募集しておるんですけども、やはり幼稚園教諭の資格のある方での応募者がなくて、まだ不足しているという実態がございまして、そういった部分での課題もございまして、そういった背景で非常勤がやはり多くなってしまおうというのはあると思います。

○委員（成澤明子） そうすると非常に雇用の形態というか、必要とする幼稚園の仕事の形態というのは多様化している。だから、それに伴って時間帯も多様化しているということだと。そうすると、必ずしも人員配置を是正しなければならない部分と、このままでいいという部分があるのではないかなと、お話を聞いていて思ったんですけども、例えば担任教諭などについては正規採用の常勤さんを配置しなければいけない。だから、数だけ見るとこれはどういうことなんだって思いますよね。ですけども、こうやってお話を聞いていくと必ずしも全て是正する必要はないのかなというふうな感じがします。

○教育長（大友義孝） この部分については、改めて委員の皆さんにちょっと協議していただきたい部分は次なんです、「また」ということ。「また、幼稚園の運営形態のあり方について今後も検討していきます」という部分だが、ここは載せていいのかどうかというちょっとご意見を頂戴した。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね、評価委員さんから。

○教育長（大友義孝） といいますのは、「運営形態」というのはどういうことかという、幼稚園は今公設・公営で行っています。それで、「ここ、載せていいんですか」というちょっとお話もあったものですから、委員の皆さん方からご意見を頂戴しますと。その上で、決めていきますというふうなお話をさせていただいたところです。それが、一番大きいところですね。

検討していかなきゃいけないことは、事実だと思うんですね。だから、これは載せておったほうがいいのではないかなというふうなことで、私は思っているんですけども。委員の皆さんはどうかというふうに思いまして。どうでしょうか、今の関連からすると成澤委員さん、ここにつながっていくことになるんですけども。

○委員（成澤明子） 出たお話に尽きるんじゃないかなと思いますけれども。

○教育長（大友義孝） そういったことで解決、非常勤職員をゼロにして、全部正規職員にするという部分については不可能といえば不可能なところもあるので、解決できるものとそうじゃないものがあるということですね。幼稚園教諭にとっても、事務職員の任命権を有する部分について教育委員会だけで解決できないので、町全体、行政全体でそういう確認をしていくということなんでしょうね。

そういうことでよろしいですか、この部分に関して。

○委員（成澤明子） もう1つ、いいですか。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○委員（成澤明子） アンケート、これの大きな参考になったと思うんですけども、アンケートの3ページにも小学校からの回答のところ、これは評議員さんの意見だと思うんですが、通学路の街灯とか雪よけの設置とか、これが問題になっているというのはどういうことなんでしょうか。

○教育次長（佐々木信幸） 3ページの小学校の。

○委員（成澤明子） 小学校のところですか。

○教育次長（佐々木信幸） 小学校で評議員会というのを年2回、おおむね開いているんですけども、その際に評議員さんからいただいた意見の中にこういったものがあるということでの

ご意見ですね。おそらくですけども、通学路にある街灯が稲作に影響があるんじゃないか。照らしている光のせいとか、あるいは雪よけがあることでの農作業で不便な点があるとかというの、学校にご意見として評議員さんから上がったという事例だと思います。

○委員（成澤明子） 野球場の照明が、夜植物が寝てなきゃいけないのに、夜まで明るいから困るといのは聞きますけれども。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね。特に稲なんかだと、先に穂がつく前に葉っぱだけがどんどん伸びてしまって、その後穂がなかなかつきにくいとか、そういうお話は聞いたことがありますね、照明の関係では。

○委員（成澤明子） 雪よけて何ですか。

○教育長（大友義孝） 何でしょうか、雪よけ。

○教育次長（佐々木信幸） 農作業への影響と書いていますけれども。

○教育長（大友義孝） 雪よけが農作業への影響、冬場が影響及ぼすんじゃないくて、今現在でも雪よけがあるために、農作業に影響を及ぼしているという意味にもとれるよね。

○教育次長（佐々木信幸） 私はそうじゃないかなと思ったんですけどもね。

○教育長（大友義孝） 冬だけじゃなくてね。ということは、その施設が問題だということね。

○委員（成澤明子） 美里に雪よけあるんですか。

○教育長（大友義孝） 雪よけてあれですか、上から降ってくるやつが下に降りないようにとめるやつを雪よけてっていう感覚かどうかですね。

○教育次長（佐々木信幸） これ、雪よけを設置してくれっていう意味ですかね、してほしいという。例えば雪をがらがら、多分水路に詰まって水増しになったりするケースも中には、雪です。ただ、農作業って冬場はないんで、ちょっとよくわからないですね。

○教育長（大友義孝） あれなの、雪がいっぱいたまり過ぎてさっぱり解けないから、田おこしに不便が生じると。ちょっとこれ確認、アンケートの内容そのものがね、直接わかるわけじゃない。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね、中身まで確認しませんでした。

○教育長（大友義孝） ちょっとこの辺、評議員会の記録が教育委員会に届いているので、それをちょっと拝見させていただいて。

○教育次長（佐々木信幸） 確認してみます。

○教育長（大友義孝） お願いします。

○教育次長（佐々木信幸） その他というかね、本体とは多分余り関わりない部分の話なんでは

ないかなと感じします。

○教育長（大友義孝） それこういうふうにとまとめて、評価委員の皆さんからもご意見を頂戴した上で、取りまとめさせていただきましてということでございます。今後、これをもとに議会のほうに報告させていただきまして、9月の議会の冒頭には行政報告ということでさせていただく部分になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

○教育次長（佐々木信幸） あとすみません、補足といひますか。

本日後藤委員さんがお見えになっていないのですけれども、告示の際に佐藤課長に資料を持って行って見ていただひておりまして、そのときにちょっといただひた意見の中で、前回のまとめとして「法令チェックの部分で法律だけではなくて、条例・規則にもだんだん広げていくというのがあったんですけども、どうなっていますか」というご指摘をいただひております。

今回、ちょっとそこまで手を広げることができませんでした。ただ、部分的に一部なんですけど、条例で確認をした点がござひまして、法令チェックシートの一番最後のページに町の条例を2つほど挙げさせていただひて確認をしたところなんです。町の教育委員会にかかわる条例は全部で4編ありまして、1つ目が教育委員会に関するもの、2つ目が学校教育、3つ目が社会教育で、4つ目が文化財だったと思うんですけれども、そのまず順番で1編から始めましようと思ひまして取り上げたのがこの部分で、それ以降の条例につきましては今後確認作業をさせていただければなというふうにしております。

あと、後藤委員さんからもしかすると今後ご指摘の部分があるかもしれません、今日お見えになっていないんですけれども。そういったところとか、あともう一度全体を確認しまして「て・に・を・は」の確認などをさせていただひて、部分的な修正は出るかもしれませんけれども、その点もお含みをいただひて本日ご承認いただひたいなというふうにしております。よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） 今、本日出席できなかった後藤委員からのメッセージということに捉えさせていただひたいと思ひます。

それで、教育委員会にかかわる今教育次長から話がありました部分も、おそらく条例・規則まで町に、そこまで触れていくと150から180くらい多分あるはずなんですよ。それを一つ一つ、じゃあここに提供していくのかという、なかなか難しいのではないかなと思ひますので、そのやり方も今後検討させていただひたいなというふうにしております。

では、この件に関しましては以上で承認をいただひき、報告をさせていただひたいということにさ

せていただきたいと思います。

予定として、教育次長どういうふうな今後、日程的なもの。

○教育次長（佐々木信幸） 日程ですか。

まず、本日付でご承認をいただいたということで、お盆明けくらい19日の週に議会へ報告をさせていただきたいと思っております。その際は、議会事務局と調整をいたしまして議長に、昨年度は教育長に議会事務局に出向いていただきまして直接手渡しで報告書ということでお渡しいただいておりますので、そういった調整をさせていただきたいと思っております。同時に議会全員ですね、議員さんの分その際報告書として提出をさせていただきます。提出をさせていただくのは、本編の報告書と別冊のチェックシートの2冊を考えております。

その後、8月23日に全員協議会があります。中身としては、今日の1つ目の議題でありました幼保無償化に関する町の方針、方向性を議会に説明するという、それからこの点検・評価の内容についての説明をさせていただくということを考えてございます。ですので、その際はあくまでも説明ということになります。実際の報告書としては、それ以前にもうまとまっているという形での説明になります。

それから、9月会議では第1日目に行政報告ということで、教育長から報告をしていただきますけれども、実際にはもうこの本編の報告書は議員さん方に渡っておりますので、そこでは行政報告という形でお話しをいただくだけで、中身の説明はいたしません。こういったものをまとめて報告をさせていただきますという内容になります。

と同時に、この点検・評価については議会への報告と公開というのが大きな目的になっておりますので、ホームページに掲載をさせていただいて公開をさせていただくという手続をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

以上のようなスケジュールで行わさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でよろしいですね、点検・評価については。

それでは、日程第3教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議は終了させていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） それでは、その他に入りますが、その他事項特に用意しているものは事務局としてはございませんが、なければこれで閉めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

大変非常にご協議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、用意いたしました協議事項を全て終了させていただきました。

令和元年8月教育委員会臨時会を、以上をもちまして閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

午後0時00分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月26日

署名委員

署名委員
